

国際法の視点から 軍縮と安全保障の関係を考える —NPTとTPNWに焦点を当てて—

2023年7月2日（日）

日本反核法律家協会主催「核フォーラム」

長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）教授

河合公明

報告の概要

- ▶ はじめに
- ▶ 軍縮の概念（1）－ハーグ平和会議の時代
- ▶ 軍縮の概念（2）－国際連盟の時代
- ▶ 軍縮の概念（3）－国際連合の時代
- ▶ NPTにおける核軍縮（1）－第6条の規定
- ▶ NPTにおける核軍縮（2）－再検討会議の合意文書
- ▶ 核兵器国とTPNW推進国の意見対立
- ▶ 「安全保障が実現されない限り軍縮はできない」という論理の帰結
- ▶ 国際社会のありようを考える
- ▶ 安全保障と国際法
- ▶ 軍縮国際法の役割
- ▶ おわりに

はじめに

■ なぜ軍縮は困難か

- ▶ 一般に、軍備の規制は安全保障上のリスクを伴うという懸念
- ▶ 軍縮は安全保障を促進するのか、それとも安全保障を損なうのか

■ 本報告の目的

- ▶ 軍縮の概念の歴史的な変化を振り返り、核兵器不拡散条約（NPT）と核兵器禁止条約（TPNW）に焦点を当てて、国際法の視点から軍縮と安全保障の関係について考える

軍縮の概念（1）

ーハーグ平和会議の時代

- ハーグ平和会議（1899年、1907年）
 - ▶ 軍備の「制限」（limitation）ー定められた軍備の上限を超えないことー
 - ▶ 現在世界に重くのしかかる「軍事費を制限」することは、人類の道徳的および物質的福祉の向上のため「大いに望まれる」¹

1 The Avalon Project: Documents in Law, History and Diplomacy, “Report of Captain Mahan to the United States Commission to the International Conference at the Hague, on Disarmament, etc., with Reference to Navies,” at https://avalon.law.yale.edu/19th_century/hag99-06.asp.

軍縮の概念（2）

—国際連盟の時代

- 連盟規約（第8条）
 - ▶ 軍備の「削減」（reduction）²—軍備の水準を引き下げること—
 - ▶ 過剰な軍備の放置が第1次世界大戦を招いたことへの反省³
- 一般的相互保障条約に関する総会決議案（1922年の第3回連盟総会）⁴
 - ▶ 世界の現状では、十分な安全の保証の引き換えがない限り、多くの政府は軍備の重大な削減に責任を負うことはできない
 - ▶ 軍縮と「平和維持」—安全保障—の関係をめぐる議論には、一方の実現のために他方の実現を必要とする「循環論法」の構造⁵

2 公定訳では、reductionは「縮小」とされている。

3 藤田久一『軍縮の国際法』（日本評論社、1985年）8-11頁。黒澤満「国際法上の軍縮の概念」日本軍縮学会編『軍縮・不拡散の諸相』（信山社、2019年）5頁。

4 George F. Kohn, “The Organization and the Work of the League of Nations,” *The Annals of the American Academy of Political and Social Science*, Vol. 114, Supplement (1924), p. 39.

5 藤田久一『軍縮の国際法』（日本評論社、1985年）11頁。

軍縮の概念（3）

—国際連合の時代

■ 国連憲章

- ▶ 1945年6月にサンフランシスコ会議で採択された国連憲章は、集団安全保障を重視（第11条、第26条）

■ 核兵器の登場とその影響

- ▶ 8月に米国が広島と長崎で核兵器を使用すると、軍縮において核兵器の問題が中心的な位置を占めることに
- ▶ 第1回国連総会：最初の決議で、国家の軍備から核兵器を「撤廃」（elimination）する提案を作成する原子力委員会の設置を決定
- ▶ その後の試み：国連軍縮委員会、18カ国軍縮委員会（ENDC）、軍縮委員会会議（CCD）国連軍縮特別総会（SSD）、軍縮委員会（CD）、軍縮会議（CD）

NPTにおける核軍縮（1）

—第6条の規定

■ NPT第6条

- ▶ 「各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小（nuclear disarmament）に関する効果的な措置につき、並びに嚴重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する」

■ 「誠実に交渉を行うことを約束する」の意味

- ▶ 交渉の妥結という「結果」を含むか
- ▶ 1996年7月、国際司法裁判所（ICJ）は、「厳密かつ効果的な国際管理のもとで、あらゆる面で核軍縮につながる交渉を誠実に追求し、完結させる義務が存在する」との見解⁶

⁶ *Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, Advisory Opinion, I.C.J. Reports 1996*, p. 267, para. 105(2)F.

NPTにおける核軍縮（2）

―再検討会議の合意文書

■ 最終文書による合意

- ▶ 1995年NPT再検討会議：核兵器を「廃絶する」「究極的な目標」をもって核兵器を「世界的に削減する」「組織的で漸進的な努力」が、「第6条の完全な実現と効果的な履行」における重要な「措置」⁷
- ▶ 2000年と2010年NPT再検討会議：第6条の核軍縮が「核兵器の廃絶」の「達成」を目的とすることを確認⁸

■ TPNWの基本的な論理

- ▶ すべての締約国が確認した第6条に関する約束事は、核兵器の法的禁止の議論に道を開く基礎

7 NPT/CONF.1995/Decision/2, “Principles and objectives for nuclear non-proliferation and disarmament,” p. 10, item 4(c).

8 2010年の最終文書の日本語は、RECNAウェブサイトを参照。<https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/database/importantdocument/un/no1/2-1>.

核兵器国とTPNW推進国の意見対立

■ 核兵器国の論理

- ▶ 2010年NPT再検討会議の最終文書：「すべての国の安全保障が向上し減弱されない原則」⁹に関する言及。核兵器国は、核軍縮の文脈でこの原則を常に確認

■ 循環論法の構造

- ▶ 上記の原則に立つ核兵器国と、保有核兵器の完全廃棄を「達成する」核兵器国の「明確な約束」の履行を求める非核兵器国の意見対立
- ▶ 軍縮と「平和および安全の維持」—安全保障—の関係をめぐる議論には、歴史的に「循環論法」の構造が存在し、核軍縮をめぐる議論を今日もなお規定

9 Final Document of the 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, NPT/CONF.2010/50 (Vol. I) Part I, p. 19, A-iv.

「安全保障が実現されない限り軍縮はできない」という論理の帰結

- 安全保障における軍縮の役割
 - ▶ 軍縮のみで安全保障が達成されるわけではなく、軍縮は国際の平和および安全の維持のための手段の一つ
 - ▶ 軍縮の進展には、国際社会における信頼関係の構築が必要であるという前提的な問題も存在することは否定できない
- 第1次世界大戦の教訓
 - ▶ 安全保障が実現されない限り軍縮ができないならば、少なくとも現状維持か、軍備の増強を図るしかない
 - ▶ 各国がそうした行動をとった結果が第1次世界大戦につながった、というのが歴史の教訓

国際社会のありようを考える

■ 自律的なシステムとしての国際社会

- ▶ 国際社会は、外部的な統制や制裁よりも自発的な法の遵守がより大きな役割を果たすという意味において、「他律的」であるより「自律的」な性質を持つシステム¹⁰
- ▶ 自律的な性質を持つ国際社会で活動する行為主体が、自らの存在基盤をどのように運営していくかは、「自らの存続」－安全保障－にとって現実的な課題

¹⁰ Robert Kolb, *Advanced Introduction to International Humanitarian Law* (Edward Elgar, 2014), p. 187.

安全保障と国際法

■ 安全保障に関わる国際法の変化

- ▶ 20世紀には、武力の行使の合法性を規律する*jus ad bellum*において戦争が違法化され、かつて「戦争法」と呼称された*jus in bello*は、今日では「国際人道法」へと呼称を変化
- ▶ 軍縮国際法の発展は、20世紀の2度にわたる世界大戦の経験に基づく戦争の違法化や国際人道法の発展と密接な関係

■ 国際社会の現実

- ▶ 現実には、武力紛争という名の戦争が依然として勃発
- ▶ 他方、それゆえに戦争を違法化した国連憲章第2条4項 (*jus ad bellum*) が無意味であるという議論は、おそらく支持されない
- ▶ 国際法の観点から見れば、法を破る行為が非難されるべきであり、破られた法を非難するのは議論が逆立ちしている

軍縮国際法の役割

■ 軍縮国際法の役割

- ▶ 国家は条約で法的義務を負わずとも、一方的措置で自主的に軍縮を試みることが可能
- ▶ しかしながら一方的措置は、安全保障上の判断でその国が軍拡に転じることを食い止めることは不可能
- ▶ 軍縮に不可逆性と持続性を持たせようとするところに、法的保証の意味
- ▶ 軍縮は、自律的な性質を持つ国際社会で活動する行為主体にとって、自らの存続—安全保障—にとって現実的な課題ではないか

おわりに

- ▶ 国際法学者アンソニー・ダマトの言葉¹¹
 - ▶ 国際システムが国際人道法を制定する「恒常的で前向きな理由」は、「クインシー・ライトが述べたように『戦争が新たな戦争の種子になることを防ぐため』である」
 - ▶ 「定義上、法の規則は戦争行為を抑制することはできない—規範は銃弾を止めることはない—」が、それでもなお不均衡な時期の「ある種の定義された残酷な方法を違法化することによって、将来の均衡を守ることを選択した」のが、今日の国際社会である

11 Anthony D' Amato, "Groundwork for International Law," *American Journal of International Law*, Vol. 108, No. 4 (2014), p. 656.

ご清聴ありがとうございました。

■ RECNAポリシーペーパーのご紹介

- ▶ 核兵器問題の主な論点整理：国際政治・安全保障編 改訂版（2023年6月）

REC-PP-17

吉田 文彦、中尾 麻伊香、西田 充、向 和歌奈、河合 公明、堀部 純子、樋川 和子、遠藤 誠治、牧野 愛博

<https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/topics/44195>

- ▶ 核兵器問題の主な論点整理：国際人道法編（2023年5月）

REC-PP-18

河合 公明、真山 全

<https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/topics/43832>